**羽島市福祉ボランティアセンターボランティアグループ助成金交付要綱**

（目　的）

第１条　この要綱は、羽島市福祉ボランティアセンター（以下、「ボランティアセンター」　という。）に登録されたボランティアグループが取り組む事業や活動に要する経費に対し　て、助成金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

（助成対象者）

第２条　助成の対象となるものは、応募書の提出時に次の要件を満たすボランティアグル　ープ（以下、「ボランティアグループ」という。）

　（１）主な活動場所が羽島市内であること

　（２）ボランティアセンターに登録して１年以上が経過していること

　（３）グループの会則・規約等が制定されていること

　（４）事業計画、会計が明瞭であること

　（５）会員から会費を徴収していること

（助成金額）

第３条　助成金の額は、１団体につき５万円を限度とし、ボランティアセンターの予算の　範囲内で助成するものとする。

（助成対象経費）

第４条 助成の対象となる経費は、ボランティアグループがボランティア活動を行う上で　必要な経費のうち、次に掲げるものとする。

　（１）ボランティア活動に使用する機材・備品の購入費及び修繕費（ただし、機材･備品　　　の購入については総経費の２分の１を限度とする

　（２）研修会・学習会等の開催に伴う会場の使用料（附帯設備を含む）

　（３）研修会・学習会等の講師の謝金及び交通費

　（４）グループが実施する行事等の参加者である高齢者や障害者などの移動に必要なバ　　　ス等の借上料（ただし、会員のための研修等は対象としない。）

　（５）グループの活動等を紹介するチラシやポスター、冊子等の印刷費

　（６）全国社会福祉協議会のボランティア行事用保険の保険料

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、助成の対象としないものとす　る。

　（１）営利を目的とする事業に要する経費

　（２）県及び市町村から補助金を受けて実施する事業に要する経費

　（３）その他助成することが適当でないと認められる経費

（応募書の提出）

第５条 助成を受けようとするボランティアグループは、助成応募書（別記様式第１号）　を羽島市福祉ボランティアセンター運営委員長（以下、｢委員長」という。）が指定する　期日までに提出しなければならない。

（助成の決定）

第６条　委員長は、前条の応募書の提出を受けたときは、応募内容を審査し助成先及び助　成額を決定し、決定通知書（別記様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　前項の審査にあたり委員長は、ボランティアセンター運営委員会の意見を求めること　ができるものとする。

（追加資料の提出）

第７条　委員長が審査のために必要と判断したときは、申請者に追加資料の提出を求める　ことができるものとする。

（請求及び実績報告）

第８条 この事業の助成金の交付決定を受けたボランティアグループは、助成交付請求書　（別記様式第３号）及び実績報告書（別記様式第４号）を委員長が指定する期日までに　提出しなければならない。

（助成額の減額･返還）

第９条　委員長は、この事業の助成を受けたボランティアグループが次のいずれかに該当　する場合は、助成金の減額または返還を求めることができるものとする。

　（１）本要綱に定める助成を受けたボランティアグループが、同一の備品の購入等に対　　　して複数の助成を受けることが決定した場合

　（２）決算額（第４条第１項の対象外経費を除く）が、助成額を下回る場合

　（３）虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けた場合

　（４）その他助成金の減額または返還を求める明らかな理由があると委員長が判断した　　　場合

附　則（平成２２年３月２４日議決）

　１　この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

　２　羽島市福祉ボランティアセンター預託金助成交付要綱（平成１９年３月１５日制　　　定）は廃止する。

　３　羽島市福祉ボランティアセンター預託金助成審査会規約（平成１９年３月１５日　　　制定）は廃止する。

附　則（平成２９年２月１６日決裁）

　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。